

第 3 3 回青森県民駅伝競走大会 ゆかりの選手・交流選手

○ 「ゆかりの選手・交流選手」の規定

1 該当市町村

カテゴリーを問わず、選手確保に苦慮している市町村に限り、ゆかりの選手及び交流選手を活用したチーム編成を認める。人数は、ゆかりの選手及び交流選手合わせて 3 名（カテゴリー、男女不問）以内とする。

2 ゆかりの選手の詳細

（１）ゆかりの選手の資格（①～②全て満たす者とする）

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。

（２）ゆかりの選手の出場要件

- ① 両親の出身地の市町村（卒業小・中学校の所在地。父方、母方は問わない）
- ② 祖父母が居住している市町村（父方、母方は問わない）

3 交流選手の詳細

（１）交流選手の資格（①～③全て満たす者とする）

- ① 令和 7 年 4 月 1 日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。
- ③ 居住地域内のいずれかの市町村であっても出場する意思のある者。

【参考】居住地の地域の一覧

東青	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
中南	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、田舎館村
三八	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町、鶴田町
上北	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

4 ゆかりの選手・交流選手の募集と手続き

（１）ゆかりの選手・交流選手候補者表の提出

- ① 選考会を開催している市町村の担当者は、選考会の参加者が当該市町村の選手に選ばれなかった者に対して、「ゆかりの選手・交流選手」として他市町村から出場するこ

とについて、※意思を確認する。

※本人からの申し出及び市町村からの働きかけにより意思を確認する。

- ② 選考会終了後、候補者がいる市町村担当者は、「ゆかりの選手・交流選手」として出場可能な候補者名簿（「ゆかりの選手・交流選手候補者表」（様式6））を作成し、令和7年7月22日（火）までに「選手名簿」（様式1）と併せて事務局へメールにて提出すること。
- ③ 市町村から提出された候補者名簿に記載された候補者について、事務局で審査の上、「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」に登録する。

※ なお、選考会を開催していない市町村においても、「ゆかりの選手・交流選手」を必要とする市町村の求めに応じて候補者を探すこととし、候補者がいた場合は、「ゆかりの選手・交流選手」として出場可能な候補者名簿（「ゆかりの選手・交流選手候補者表」（様式6））を作成し、令和7年7月22日（火）までに「選手名簿」（様式1）と併せて事務局へメールにて提出すること。

5 ゆかりの選手・交流選手の活用の手続き

（1）ゆかりの選手・交流選手申請書の提出

- ① ゆかりの選手・交流選手の活用を希望する市町村は、令和7年6月5日（木）までに「ゆかりの選手・交流選手申請書」（様式7）を事務局へメールにて提出すること。
- ② 申請書を提出した市町村については、事務局において審査の上、ゆかりの選手・交流選手の活用の可否について決定する。
- ③ ①の申請期限以降に活用の必要が生じた場合は、令和7年7月22日（火）まで随時申請を受け付ける。

（2）候補者を直接探す場合

- ① 「ゆかりの選手・交流選手」として候補者に依頼をして良いか、該当する候補者が在住する市町村担当者へ確認する。
- ② 候補者本人から「ゆかりの選手・交流選手」として他市町村から出場する意思を確認する。
- ③ 令和7年7月31日（木）正午までに、「ゆかりの選手・交流選手出場登録届」（様式9）及び候補者を記載した「選手名簿」（様式1）を併せて事務局へメールにて提出すること。

また、選手が小学生・中学生・高校生の場合、令和7年8月21日（木）までに「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）を郵送または持参にて提出すること。

（3）登録した候補者から指名する場合

- ① ゆかりの選手・交流選手指名表の提出

ゆかりの選手・交流選手の活用の申請が認められた市町村は、令和7年7月23日（水）以降に事務局より送付された「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」から希望する候補

者を選出し、令和7年7月28日（月）正午までに「ゆかりの選手・交流選手指名表」（様式8）を事務局へメールにて提出すること。

② ゆかりの選手・交流選手出場登録簿の提出

事務局より、ゆかりの選手・交流選手決定の連絡があり、選手が確定した市町村は、令和7年7月31日（木）正午までに、確定したゆかりの選手・交流選手を記載した「選手名簿」（様式1）及び「ゆかりの選手・交流選手出場登録届」（様式9）を併せて事務局へメールにて提出すること。

また、選手が小学生・中学生・高校生の場合、令和7年8月21日（木）までに「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）を郵送または持参にて提出すること。

6 ゆかりの選手・交流選手の決定

（1）候補者を直接探す場合

① 「ゆかりの選手・交流選手出場登録簿」を事務局において審査の上、決定する。

※ 規定を満たさない場合は、活用は認められないので十分注意をすること。認められない場合は別途連絡する。

（2）登録した候補者から指名する場合

① ゆかりの選手・交流選手の活用が認められた市町村による指名とする。

② ゆかりの選手・交流選手の指名が重複した場合、前回大会の総合順位が下位の市町村を優先とする。

※ ゆかりの選手・交流選手候補者の人数により、選手の起用ができないことがある。

③ 選手の決定については、事務局より関係市町村に対し、別途連絡する。

7 ゆかりの選手・交流選手の起用

ゆかりの選手・交流選手を起用する市町村は、当該選手を「選手名簿」（様式1）へ記載することができる。また、当該選手を正選手として起用することが望ましいが、チーム事情を踏まえ、当該選手を補欠としての起用も認める。

※ 各書類の提出先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号

青森県教育庁スポーツ健康課スポーツ振興グループ

車 谷 大 樹 宛

E-mail: daiki_kurumaya@pref.aomori.lg.jp